

平城宮第91次調査出土木簡 の再調査

はじめに 平城宮跡発掘調査部史料調査室では、定期的に、過去に報告した木簡の再調査をおこなっている。その一環として、2002年4月、平城宮第91次調査(1974年7月~10月)出土の木簡を再検討する機会をもった。平城宮内では、北から第一次大極殿地域と内裏地域に向かって、2つの丘陵が張り出すが、第91次調査地はその谷間に位置し、内裏外郭西南隅にあたる。木簡は計241点出土し、うち167点が削屑である(当初242点と報告していたが、後述の1・2を1点と数えた)。木簡はいずれも、平城宮造営のための第一次整地に伴って廃棄されたもので、極めて一括性の高い資料群である。その主な積文は、1975年刊行の『平城木簡概報10』(以下、概報)に掲載されているが、赤外線テレビカメラ装置を使って再積読した結果、いくつか変更点を認めるにいった。その成果の一部は2002年刊行の『木簡研究』24に公表したが、その後の調査で気づいた点も含め、ここにその概要を報告する。また未公表分についても、積読可能なものは取り上げることとした。

概報の積文を変更したもの 概報には計46点の積文が掲載されている。便宜的に頭から順に1から46までの番号を付し、積文を変更したものに限って41頁に掲げた。

1・2は別々の木簡として報告されていたが、同材・同筆で記載内容に共通する文言があるため、同一簡と判断した。ただし直接は接続しない。上端および左右は原型を保っており、細長い形状の木簡である。「藝」の古字である「秋」の文字が繰り返し使われている。その名詞的な意味を探ると、わざ、才能、きわまり、さだめ、まと、などがあるが(『大漢和辞典』)、特定は難しい。

4は、下端に「火頭」と続いていたと推測する。5のような歴名様の木簡を削って生じたものであろう。9に、

□髪マ一升 □

□一升

という木簡があり、「□髪マ」を「白髪マ」とみてよければ、「人名+○○升」という書式になる。これを参考にすると、歴名様の木簡について、もともとは米支給に関わる記録簡に由来していた可能性があろう。米の支給を受けた者とは、4から示唆されるように、平城宮の

造営に携わった役丁であると考えられる。なお9の「一升」の「一」字はともに小さく右下がりであるのに対し、木簡下端の「一」は大きく書かれ異なっている。後者は数字ではなく、界線の類とみるべきかもしれない。

8は上下の両端に切り込み状の痕跡があるが、全体的に腐蝕が激しく断定できない。「升」の上に横画らしき文字がみえ、その下が割書になっているので、帳簿の一種と推測する。1文字目は「薦」あるいは「席」、3・4文字目は「鋪上」のようにみえるが、確実ではない。

6は数字と十千の組み合わせからなる削屑木簡。「己」は字体としては「巳」であるが、十千の順番から「己」と判断できる。

16以下は荷札木簡である。16の「三川国飽海郡大鹿マ里」は参河国渥美郡大壁郷。里名と貢納者の姓名が一致しており、部民制に由来する里名であることを示す。

22は下端折れ。一般的に墨痕の残りはよくないが、「川」から2文字目は「里」もしくは「マ」(部)と読むことができる。『和名抄』に丹後国加佐郡川守郷がみられ、「川守里」もしくは「川守マ」となる。丹後国が丹波国から分離したのは和銅6年(713)4月であるので、木簡はそれ以前の作成ということになる。

35の「私里」は『和名抄』に所見されないが、私部郷に着目すると、丹波国何鹿郡・丹後国熊野郡・因幡国八上郡・肥後国飽田郡などが候補となる。「持」の次の文字は横棒がみえるため、「持丁」となる可能性がある。折れた下端部には、米俵の運搬人の名前が続いていたのであろう。なお荷札木簡に「持丁」「持」と書かれた荷札木簡は他にも例がある(『平城宮木簡』3-3139号、『平城京木簡』1-438号)。

40は下端折れであるが、下に記載は続かないであろう。表と裏に異なる二つの里名を記す。同一郡からのものと推測されるが、詳しくはわからない。「石原里」は山城国紀伊郡石原郷の可能性はあるが、紀伊郡に野井郷は知られない。裏面を出土例の多い丹波国氷上郡石負里(後述)に比定し、表面を同郡の船井里とする案も考えたが、字画から判断するがぎり難しい。

43は丹波国氷上郡からの白米を貢進した際のもの。下端折れであるが、同郡石負里から白米木簡が3点出土しており(19・20・21)、43も石負里であったか。

積文を新たに公表するもの つぎに、新たに文字の判読が

可能となったものを取り上げたい。釈文は41頁の中段・下段に掲げ、便宜的に47以下の数字を付した。

47～51は、人名を記したと考えられる削屑である。これらの削屑は歴名様の木簡に由来すると思われる。さまざまな歴名簡が想定されようが、前述の点を踏まえるとき、米支給の記録簡の類を削ってできたものが含まれていたことは間違いあるまい。

52も人名部分が欠損しているが「右六人」とあり、本来は歴名であった可能性が高い。

53・54は数字を列挙した木簡。53は上下が欠損する。54は削屑であるが、上端は原型を保つ。53は「冊」の縦画が木目にそって墨が流れ読みにくいが、連番になる可能性が高い。連番木簡は6・7にもある。

55は、「寵命」「大命」はともに和語「オホミコト」を表記したものである（東野治之『長屋王家木簡の研究』塙書房、1996年）。「寵大命」の3文字で「オホミコト」となるか。削屑のため前後の文脈は不明であるが、天皇の命令に限定する必要は必ずしもなからう。

56～61は荷札木簡。56の「備前国勝間郡」は『和名抄』の美作国勝田郡に該当するので、和銅6年の分国以前のものである。57についても、備前国で「間」から始まる郡名はなく、「勝間田」とすべきところを誤って表記したとみてよければ、やはり同様の事例となる。ただし下端が折れているため、検証はできない。なお57の「葛木」以下は人名と考えられ、白猪屯倉設置の際に田令に任命された「葛木山田直瑞子」（『日本書紀』欽明17年7月甲戌条）を想起させるものがある。備前国の荷札としては58もあるが、右片・下端が欠損しており、「郡」の下が言偏の文字であるのがわかるだけで、郡・里の特定にはいたらなかった。

59は下端折れで墨痕がごく薄く残るのみであるが、36「三野里人佐伯マ／祢万呂俵」と同筆で、貢進者も同一人とみて間違いなからう（図33）。つまり、ひとつの荷に複数の荷札が付けられていた事例にあたる。木簡の形状は、36が上端に切り込みをもつのに対し、59はそうあっておらず、機能の違いを示すのかもしれない。三野里からの荷札としては37もあるが、該当する里名は複数の候補があり、地域の特定はできない。

62～64は習書木簡。本次調査では千字文の一節を習書したと思われる46も出土している。64は下端のみ原型を

保つ。左行は上から3・5～7文字目の旁「奇」が明瞭に読みとれ、1文字目もその可能性が高い。

65は、組み合わせ式木製品の上方に「頭」と記す。他の木材との接合に際して、本材を「頭」と書いた部分を上にすることを示すか。

木簡群の特徴 これまで触れなかったものも踏まえ、第91次調査出土木簡の全体的な特徴について述べておく。

第1は、平城宮造営に伴って廃棄された、平城宮遷都前後の一括性の高い遺物である点である。紀年銘をもつ木簡は4点あり、和銅2年・3年に限定されている。また地名表記に着目しても、和銅6年5月の嘉名表記以前のものや、同年4月の丹後・美作分国以前のものが多く認められる。書風も平城宮で通常みられるものよりは古拙をとどめ、荷札木簡の貢進者名の記載が平城宮木簡で一般的な戸主・戸口ではなく「某里人+人名」となっており、その一方で評制のものは存在していない。このように木簡の作成年代は全般的に古く、和銅前半期を中心とした8世紀初頭のもので大部分を占めているとみて間違いはない。木簡は平城宮造成に伴う第一次の整地工事の際に廃棄されたものであり、木簡の作成から廃棄までの時間差は比較的短期間であったとみられる。

第2は、荷札木簡が多くを占め、その大部分が米の荷札となっている点である。塩や軍布の荷札もある。平城宮の造営に従事した仕丁・役丁や、その監督にあたった官人たちによって、これらの米や塩・軍布は消費されたのである。その支給にあたっては帳簿がつけられていたと思われ、その一端が人名を記した削屑木簡となって現れているのであろう。

第3は、ある特定地域からの品目を同じくする荷札が集中して出土している点である。この点、すでに概報で公表された資料から明瞭に窺われたところであるが、今回さらに事例を追加することができた。しかもそのなかには、36・59のように同一の米俵に複数の荷札が付けられていた例を確認できた意義は大きい。

このように本木簡群は、遺構の状況とも合致するように、平城宮の造営に関わるものが大部分を占めており、ここに最大の特徴がある。削屑削屑も一定量あり、木簡を使用した業務活動の存在を窺わせてくれる。ただし、狭義の文書木簡は現状ではみいだせず、造営担当官司内にとどまる木簡利用である点には注意したい。（市 大樹）

